

マルクス信用理論体系再考（1）

楊 枝 嗣 朗

目 次

I はじめに

II 「マルクス信用理論体系」への疑問

- (1) 川合一郎氏の銀行信用論の検討（以上本号）
- (2) 「信用の基本規定」をめぐる誤解—ふたつの「流通時間」（以下次号）
 - (a) 『要綱』における「資本一般の形態諸規定」と信用の必然性
 - (b) 「流通時間の止場」と信用—手形割引, 資本信用, 不動産担保融資等—
- (3) 「企業自体」の成立と信用

III むすびにかえて—「銀行は信用制度の中核である」ことの意味

I はじめに

戦後信用理論研究会や信用理論研究会において、幾多の論争がなされてきた。不換銀行券論争、不換通貨米ドルの国際通貨性、マルクス信用理論体系、さらにはマルクス貨幣論の妥当性等々についてである。

そのなかで不換銀行券論争や米ドルの国際通貨論争は、金兌換の有無を軸に不換銀行券を「信用貨幣」ではなく「不換国家紙幣」とみる理解や、金交換を停止した米ドルを単なる「紙切れ」とみて、事あるごとにドル危機の到来と国際通貨制度の崩壊を叫ぶ不毛さ故に、大方の決着をみたと思われる。さらに、マルクス貨幣論についても、上記の論争とも関連しているがため、最近では、彼の貨幣論の有効性を積極的に主張する論者は稀である。マルクス貨幣論に依拠する論者は、『資本論』のより一層厳密な解釈に閉じこもることなく、「経済的経験内容」をふまえ、理論の再検討を行うべきであろう。

ところでいまひとつ、1970年代にマルクス『経済学批判要綱』の叙述に寄せて論じられた「マルクス信用理論体系」をめぐるのは、深町郁弥氏や飯田

裕康氏の研究をも援用し、川合一郎氏が主張された、「流通時間なき流通」への資本の志向により展開されてくる「商業信用—銀行信用—中央銀行—管理通貨制度」と、「資本の所有制限」打開への衝動が生み出す「資本信用—株式会社—擬制資本—金融資本」という二つの系譜に収斂する体系が、信用理論の根幹を形成するものとして定着している。すなわち、マルクスの「商業信用は信用制度の基礎である」という規定を信用論展開の端緒におき、利子生み資本の登場しない第一の系譜と、同じく「利子うみ資本は信用制度の基礎である」というマルクスの規定を第二次的規定と見なし展開された第二の系譜からなるマルクス信用理論体系は、今日では大方によって受け入れられ、一見、論争に決着がついたかのような印象を呈している。⁽¹⁾とは言え、その後、80年代以降、隆盛を極めたセキュリティイゼーションという新たな金融現象の展開に、かつて華々しく展開された「マルクス信用理論体系」がいかに関わるのか、言及されることはまれである。⁽²⁾

「銀行は信用制度の中核であり、信用制度が各方面に展開する起点となる。すなわち下方は商業信用、上方は、一方には中央銀行、他方は証券市場・株式会社への接点になるので、その本質の究明は信用論研究の一つの焦点となる」⁽³⁾と指摘されているのであるから、体系がその後の金融現象にどう繋がっているのかが、問題にされるべきであろう。しかし、後述するように、氏の如く、銀行信用をまず商業信用の社会化と見て、その後、利子うみ資本の運動を担う資本信用を、「内容的にはあくまでも現金預金の貸付」と見て、遊休貨幣資本の集中媒介から株式会社—擬制資本を説く理解では、現代金融を過剰貨幣資本の累積、それらの「吸着地盤」の開拓から展開されざるを得ず、「マルクス信用理論体系」では、銀行業が信用制度の中核に立つことの根拠は明らかにならないのではなかろうか。「一覽払債務の貸付」=信用の貸付は、商業手形流通の限界を克服するために生成したわけではないし、他方、資本信用を「現金預金の貸付」とみていては、架空の貨幣資本の創造を担う銀行信用の構造も把握できないのではなかろうか。こうした体系のあり様が、現代の金融現象への接近を、「過剰」貨幣資本の累積を強調し、企業や国家、家計・消費者等の「借りる側」からではなく、遊休貨幣資本を「貸し付ける側」、「所有する側」から行う信用理論の構築に至らせたからではなかろうか。⁽⁴⁾

川合氏の銀行信用の内容を検討していこう。

- (1) 川合一郎『資本と信用』、有斐閣、1954年、『川合一郎著作集』第2巻所収、有斐閣、1981年、同『管理通貨と金融資本』、有斐閣、1974年、『著作集』第6巻所収、1982年参照。
- (2) 最近、上記の信用理論体系の良き理解者であった川波氏は、アメリカン・バンキング・プラクティスに焦点を合わせ、独占資本主義時代の消費者金融、タームローンや不動産担保融資その他、さらにはリーマン・ショックに至るセキュリティゼーション等の金融業務の分析には、上記の信用理論体系は役に立たず、別個の視点からの考察が必要であると言われている。

氏によると、マルクス信用理論体系の「議論の展開を規定づけた発想は、信用制度は資本が資本の本性としての利潤追求運動をおこなっていく際に遭遇するさまざまな障害を克服するために訴える手段・機構であるというものである。資本の運動にはどのような障害があり、それを信用取引がどのように克服し、信用制度の仕組みがどのように組み上げられていくかを体系的に理論化したものが信用理論だというわけである。・・・古典派および戦後のわが国における信用理論は、基本的にこのような発想にもとづいて、商業信用や銀行信用、資本信用といった信用形態、金融市場や中央銀行、株式会社といった機構を体系的に位置付け、論じてきた。いわば、戦後信用論は信用ないし信用制度を節約と資本集中の体系として展開することを目指して発展してきたといってよい。そうした発想に対して、本稿は、信用制度を、情報生産分析、格付けなど銀行以外の機関による評価の機構として捉えるという発想を対置している。」（川波洋一「信用拡張の支持装置としての担保の架空性について—アメリカ・バンキング・プラクティスにおける収益力—」、九州大学経済学部90周年記念論文集『経済学研究』第81巻第4号、2014年12月、237頁。）

「信用制度を、・・・銀行以外の機関による評価の機構として捉えるという発想」に基づくアメリカの金融慣行の特質は、信用理論体系における貨幣や資本の節約と資本集中の観点ではなく、「アメリカ・バンキング・プラクティスにおける収益力概念の援用という事実」、すなわち「物的担保ではなく、借り手のキャッシュフローに規定される将来の支払い能力が重要な機能を果たしていたこと」や、「貸付の伸長や証券発行の拡大、証券化の盛行を支える機構や慣行が存在していたこと」に着目して、解明されなければならないとされる。かくして、そのような視点から、アメリカの金融業および信用制度の機構的特徴、すなわち、オープン・アカウントの普及からキャッシュフローにもとづいた収益性にもとづく貸付への移行、商業銀行内部における信用情報収集・分析・評価の機構と体制の整備、客観的な信用評価機関としての格付けという外的機構の出現等が説明され、これらの機構に支えられ、「収益力担保の自立化」がひとり歩きし、「収益力担保の架空化」によって信用の自律的拡張装置が出来上がってくると、米国における金融技術革新を詳細に論じられた（同、236-238頁）。

それでは、川波氏がいかなる理由から、新たな視点を設定されたのであろうか。「20世紀アメリカの信用制度」は「流通時間の存在や個別資本の所有資本の量的限界といった要因を克服するかたちで、どのようにして信用取引やそのための仕組みが出来上がっていくのかという問題設定からは明らかにならない……。これは産業資本の視点に立った信用制度の組織化の論理であった。だが、独占期のアメリカにおいて生じてきている新しい金融慣行や機構は、かならずしも企業や個人といった信用利用者の立場からはその形成の論理は明らかにならないものである。」独占期においては「むしろ貸し手である商業銀行の信用拡張にとってどのような障害があり、それを克服するためにどのような機構が必要とされたかということである。独占期には、銀行の貸付可能な貨幣資本は豊富に形成され、また株式会社と証券市場の普及・発展によって個別資本の所有資本の量的限界はさほど前面に出てこなくなる。……。この時期の、貸し手である銀行にとっての最大の問題は長期の収益的な部面に信用をのばしていくことともなうリスクをどのように軽減するかということであった。……。信用情報収集・分析・評価と収益力の担保化、格付け機構の組み込みが図られたのである。こうした役割は、商業銀行の業務展開に伴う障害を客観的な評価機構を整備することによって克服していこうとする信用制度の側面をあらわしている。」(下線は引用者、同、248頁)。

川波氏によると、産業資本時代から独占資本主義への移行に伴い、遊休貨幣資本は大量に累積し、株式会社や証券市場も発展しているので、資本所有の量的制約も大きな問題ではなくなっている。問題は遊休貨幣資本の累積する銀行業の側にある。信用制度の展開は、企業や個人の信用利用者の立場、借り手からではなく、商業銀行の業務展開に伴う障害を克服する制度の整備という金融機関、貸し手の観点からなされねばならない、と言われる。言い換えれば、貨幣資本が過剰に累積する独占資本主義以降の時代には、資本蓄積上の障害を克服せんとする「機能資本家」側からの要請は大きな問題にならず、むしろ、過剰貨幣資本の下で業務拡大に呻吟する商業銀行の業務展開が直面する障害克服の要求、すなわち「資本の所有」する側の観点から信用制度は論じられるべきであるというのである。

筆者は、基本的には機能資本の再生産に着目し、資本蓄積上の様々な障害を克服せんとする機能資本側や、国家や家計等の借り手の要請が基礎にあって、それを実現すべく利子うみ資本側の貸し手の様々な革新を伴う対応が相まって、信用制度は生成・展開するのであり、資本の所有側、貸し手の志向だけでは信用制度の発展はないし、借り手側の要求の中身が明らかにならない限り、いかなる信用が求められているかは、所有の側(貸し手)からでは明らかにならないと考える。このことは産業資本段階であろうと独占段階であろうと、今日であろうと変わらない。その意味で、貨幣資本の「過剰」が「貸し手側」、「所有する側」のさまざまな金融技術革新や新たな信用制度を生み出したという川波氏の主張は了解しがたいところである。

事実、1980年代以降、急激に展開されたセキュリタイゼーションにおいて、家計や企業の住宅や商業不動産融資の要望や、さらにはプロジェクト・ファイナンスやM&Aの資金調達への要請は、それに対応する商業銀行や投資銀行等の金融機関側のさまざまな

金融技術革新によって実現されたのであり、新たな信用形態の展開はあくまでその発端は需要の側の要請にあったとみるべきでなかろうか。それが逆転する時、バブルへの途に向かっていくというのがリーマン・ショックの教訓であったと思う。

後述するが、川合氏は近経の「新しい金融論」とマル経の「利子うみ資本論」を、「所有者の金融論」、「資本機能から資本所有へ、信用論から利子うみ資本論への視座の転換」と表現し、高く評価されており、この点、川波氏の問題意識とも大きな相違はない。ただ、川合氏も「信用現象における（資本）所有の契機と（資本）機能の契機という二つの極」について、「信用現象は資本の所有を前提としたうえで資本機能によってひきおこされるとはいえ、所有自体の自己展開によっておこるのではなく、あくまで機能の進行が所有の自己運動であるかのごとくあらわれているのである」（川合一郎「信用創造から資産選択論へ—信用論から利子うみ資本論へ—」、『著作集』第6巻、303-304頁）と指摘されておられる。とはいえ、実際には氏が資本信用を展開する場合、貸し手の立場に視点が移動している。

以下を参照されたい。松井和夫『セキュリティタイゼーション』、東洋経済新報社、1986年、松井和夫『M&A—20世紀の錬金術—』、講談社現代新書、1991年、楊枝嗣朗「支払決済システム・情報ネットワーク・金融資本—松井和夫著『セキュリティタイゼーション—金融の証券化—』の提起する問題の広がり—」（『証券経済』157号、1986年、金子栄作『二つの証券化—金融の証券化と不動産の証券化—』、東洋経済新報社、1989年、岡本恵也・楊枝嗣朗「『グローバル金融資本主義』の歴史的位相—21世紀型世界金融恐慌論に寄せて—」、経済理論学会編『季刊 経済理論』、第51巻3号、2014年。

- (3) 川合「貨幣・信用論研究30年」、『著作集』第6巻所収、368頁。
- (4) 川合氏の銀行信用論については、かつて、以下で疑問を述べておいた。拙著『貨幣・信用・中央銀行—支払い決済システムの成立—』、同文館、1988年、第6章「川合一郎氏の銀行信用論—利子うみ資本視角から商業信用視角への転回—」参照。

Ⅱ 「マルクス信用理論体系」への疑問

(1) 川合氏の銀行信用論の検討

川合氏は以下のように論じられた。「信用制度の体系を、『流通時間なき流通』にたいする資本の志向と、『資本の所有制限』打開への衝動との二つの基盤のうえに展開された二つの柱として整理したうえで向上し、その頂点を中央銀行と金融資本としてとらえ、そこから下方にむかっての管理通貨と金融資本というコントロール・支配の働きかけの体系として把握した。」⁵⁾かくて、『経済学批判要綱』における、「信用の必然性の根拠としての『流通時間なき流通』と『資本の所有制限の止揚』なる規定は、『資本論』27章の資本

制生産における信用の役割としての『流通費の節減』と『株式会社の形成』という二つの規定の礎石を洗いだした。これによって信用制度の二つの側面の関連はその基底において統一的に把握される途が開かれた。これは何よりも商業信用と資本信用という基本的な二つの信用形態の理解を容易にすることによって信用形態とは何かを明らかにするとともに、商業信用の社会化された銀行信用の姿である信用創造と、資本信用が社会化され流通する姿である擬制資本の区別をも明らかにする。またこの信用の二つの基礎は管理通貨と金融資本の相互の位置をしめすことになる。」(下線は引用者)⁶⁾

商業信用の代位のさきに銀行信用—中央銀行—管理通貨を、そしてその系列に「流通費の節減」を割り当て、後者の資本信用の先に銀行信用—株式会社—擬制資本—金融資本を展望される信用論、すなわち、「流通費の節減」と、「株式会社の形成」—>擬制資本を信用制度の二側面、あるいは「信用の二つの基礎」とみる川合氏の信用論について、深町郁也氏は、「資本の再生産・産業資本の運動に信用理論体系構築の足場を設定するという川合氏の方法はきわめて斬新なものであり、それは「私的所有(領有)の矛盾に信用形態の展開の動因を求めた」ものであったと高く評価されている。「川合理論では銀行信用は商業信用の形成した枠いっぱいしか展開しない。だからこそ、両者をあわせて広義の商業信用とされたのである。商業信用はそれ自体としては再生産の拡張、収縮とともに変動する。この一致にこそ商業信用の基本的性格がある。これにたいして信用論でもうひとつ説かねばならないのは、利子うみ資本運動の、したがって、信用・銀行制度の再生産過程からの自立性である。・・・/ここでわたしはやっと信用制度の体系のもうひとつの段階、信用と利子うみ資本そのもの、という論点に接近できることになる。はじめに問題を示しておく、それは架空資本の形成、したがって現実資本蓄積から乖離していく架空な貨幣資本蓄積の問題である。それらの展開局面の多くは金融市場にかかわることである。・・・手形取引による架空資本の造出については、手形割引市場といった銀行業者間に横に広がるたらいまわし機構を前提にして、貸付可能な資本が、現金化を目的とした手形の作出を促進するところの事態である。また・・・擬制資本、そして証券市場の形成は、貸付可能な貨幣資本がその本来の運動領域だった商業信用代位の銀

行信用の部面から外部にあふれ出て株式や国債などの剰余請求権に新たな投下部面を開拓したことによるものであった。これは川合理論では資本信用の領域に属するものであった。・・・／この総体としての信用・銀行制度のメカニズムと機能の軸点をなしているのは、現金のかたちでそのもとに集中されている貸付可能な貨幣資本＝信用・銀行制度の現金準備にほかならない。」（下線は引用者）⁽⁷⁾

川合理論では、銀行信用は、商業手形流通の限界（信用力、額面、期限）を克服すべく銀行券を発行し、手形割引によって商業信用を代位することから生成すると、極めて狭く説かれ、貨幣資本の貸付＝貨幣信用ははまだ登場しておらず、「広義の商業信用」と理解された。したがって、割引料は商業手形の「一覧払保証」であるとみられ、貨幣信用ではないがため、手形を割引いて受け取る割引料は利子ではなく、「真正正銘の貨幣利子」は、預金利子から説かれる。「利子は、銀行券で手形を割り引くさいの割引料にひばられて、預金を吸引するときに貨幣利子として成立する。」⁽⁸⁾と。

本来の銀行信用においては利子付き資本としての貨幣の貸付は出てこず、それは「現金の貸付」をとらえられる資本信用で初めて発生すると考えておられる。遊休貨幣資本の貸付、融通媒介（「現金の貸付」）として資本信用を説かれるがゆえに、川合理論は深町氏の見解との親和性が生まれ、『資本論』の叙述に沿って思考をされる論者らにも受容されたのであろう。

「現実資本蓄積から乖離していく架空な貨幣資本蓄積の問題」は、手形割引市場、とりわけ、擬制資本が現れる証券市場の問題とされる。「この総体としての信用・銀行制度のメカニズムと機能の軸点をなしているのは、現金のかたちでそのもとに集中されている貸付可能な貨幣資本＝信用・銀行制度の現金準備にほかならない」⁽⁹⁾との深町氏の指摘は、商業信用を継承する銀行信用は利子付き資本から切り離され、銀行券発行が説かれ、その後、銀行に集まる遊休貨幣の現金の貸しつけとされる資本信用で、はじめて利子付き資本が登場することになる川合理論の特徴をよく描き出されており、以下に見る『資本論』との叙述とも整合性をもつ。

そして、「信用・銀行制度のメカニズムと機能の軸点が・・・信用・銀行制度の現金準備」となり、商業銀行における架空な貨幣資本の創出・形成は

遊休貨幣資本の融通媒介から説かれることになる。かくて、累積する遊休貨幣資本とその貸付、過剰な貨幣資本による吸着地盤の開拓による信用制度の発展が強調されてくる。

深町氏は、このような川合氏の発想を高く評価されている。「『管理通貨と金融資本』では、広義の商業信用と資本信用の区別がはっきり打ち出されたことに対応して、信用創造を行なう商業銀行機能と資本信用の区別がはっきり打ち出されたことに対応して、信用創造を行なう商業銀行機能と金融媒介機能との相違が原理的に示されるにいたった。この時期になると、資本信用の供与、証券市場への展開する利子うみ資本の新たな投下・増殖部面の拡大を可能にする広範な遊休貨幣資本の集中にもしばしば言及されるようになる。……／川合は『資金の過剰』が『新しい増殖地盤』を『開拓』するという。これ自体にはまったく賛成である。そして現代資本主義の管理通貨制度下における国家信用（公信用）、消費者信用の展開には、産業資本レベルでの資本過剰と資金過剰が対応していることを強調している。」（下線は引用者）⁽¹⁰⁾

まず第一に、問題なのは、銀行信用の理解である。長くなるが見ていこう。氏にあっては、銀行信用は預金として集められた遊休貨幣を貸し付けるのではなく、銀行券が貸付けられるのは何故であろうかという問題意識を持ち続けておられ、そのことから、「商業信用は信用制度に基礎である」という規定に引きよせられ、同時に「流通時間なき流通」という規定に着想を得て、「広義の商業信用」という銀行信用論を考えられるに至った。当時の大方の論者と同様、氏にあっては、信用貨幣とは銀行券のことであって、預金通貨は眼中にはなかった。商業信用の代位しか行わない銀行信用の段階では、貨幣という「流通費用の節約」が問題だけで、利子うみ資本ははまだ登場せず、中央銀行論もその視角から構想される。

しかし、かつて川合氏は、「信用理論の根本問題」（1951年）において、「信用制度とは利子うみ資本を中心としてその増殖場面となっている体系であり、資本蓄積の展開、資本主義の発展にしたがって展開する具体的歴史的な範疇である。」と言われていた。したがって、銀行信用も「利子うみ資本の運動に視点をすえて」論じておられた。「銀行信用による商業信用代位は貨幣を

単なる貨幣として貸付ける」のであり、「『本来の貨幣信用』による本来的な代位であるが、商業信用を地盤とする貸付貨幣資本の増殖機会、この厳密な意味の貨幣信用の出動を背景としてそれを予想して、さらに、もう一つ擬制的に構築される。すなわちその本質上、商業信用の単なる支払保証（＝支払手段たる貨幣の貸付約束）にすぎないものが、貸付約束だけでは利子が取れないから、それに利子うみ資本の運動形式を擬制して、銀行の受ける『債務』（＝銀行の受ける『信用』）の『貸付』として表現され、それゆえに貸付貨幣資本の増殖地盤がつくりだされる場合がこれである。」⁽¹¹⁾

氏にあっては、手形割引を単なる「貸付約束」とみて、銀行信用を商業信用の継承＝社会化と考えられたことで、銀行券の発行は「一覧払債務の貸付」であっても、利子つき資本の貸付ではない。貨幣信用が「W-Gの転形以後の貸付」（現金の貸付）であるのに反して、商業信用は「W-Gの転形の完了以前の貸付」と理解され、銀行信用の先行性や、現金ではなく債務の貸付たる銀行信用の特質をも、商業信用の貨幣節約に着目して、銀行信用、銀行券発行、さらには中央銀行券による現金供給機関たる中央銀行の生成へと、貨幣節約体系としての信用論が展開されてくる。手形割引の銀行信用は貨幣信用（W-Gの転形以後の貸付）でないとされ、利子うみ資本論と切り離されたのである。「銀行券は手形を信用貨幣として完成させるためにうまれた」とか、「商業信用のより『社会化』された段階の銀行信用」、「商業手形と内的関連をもつ債務貸付説」といった理解は、氏の銀行信用論の特徴を表現しているし、以下のように宇野弘蔵氏の見解を高く評価することにも繋がっている。「信用論の構築を貸付資本論、利子論から、商業信用論にうつしたのは宇野氏の影響の第一のものである。」⁽¹²⁾「宇野氏の方法は・・・利子論の解明について重要な面を落としているのであるが、しかし、その意図に反して信用制度の発展の解明には重要な貢献をしている。」と。⁽¹³⁾

このように川合氏の銀行信用論は商業流通を流通するのに様々な制約をもつ商業手形を、より流通力の大きな手形で代位するという銀行券発行業務を軸に説かれた。ここでの重大な問題は、当座勘定業務から生まれる預金通貨や預金銀行論が欠如していることである。言うまでもなく、マルクスにあっては預金通貨―預金銀行論は見当たらない。1970年代当時、信用論研究者の

ほとんどが信用貨幣を、マルクスと同様に銀行券だけにしか見ておられなかった。氏にあっては、預金通貨が導入されるのは、商業流通を流通していた銀行券が一般流通に入った後のことである。しかも、預金通貨が銀行券に代わって、商業信用の社会化と如何にかかわるのかといった説明もない。そして、銀行券が一般流通を流通するようになると、流通通貨が価値尺度機能をはたすと考えられたのか、唐突に「一般等価の一元性」なるロジックから、発券独占、発券の単一化が主張された。一般的流通を複数の銀行券が流通すると、通貨流通に支障をきたすからと、商業銀行の発券業務は禁止され、代わりに預金通貨が割り当てられ、発券は中央銀行に委ねられる。銀行組織は中央銀行と商業銀行とに分かれ、中央銀行に銀行券を、商業銀行に預金通貨を振り分けられる。中央銀行設立以降、中央銀行には預金通貨はなく、商業銀行には発券業務は見当たらないという奇妙な構成になる。

このような主張に深町氏も同調しているところを見ると、一般的流通を流通する銀行券は、価値尺度機能を果たすと見ておられるようである。恐らく、『資本論』価値尺度論の末尾におかれた叙述を押さえられてのことであろう。「他方において、金は、それがすでに交換過程で貨幣商品として徘徊しているが故にのみ、観念的な価値尺度として機能するのである。だから、観念的な価値尺度のうちには、硬貨がまち伏せている。」⁽⁴⁴⁾様々なクレジット・カード等のプラスチック・マネーが一般的流通を大量に流通している今日の事態をどう考えられるのであろうか。

ともあれ、以上のような銀行信用論、中央銀行論は、一体、歴史の諸事実にとれほど裏付けられているのであろうか。イギリスにおける銀行券や預金通貨の流通の実態を少しでも思い浮かべられていたならば、このような議論が成り立たないことに直ちに気づかれたはずである。体系構築を優先されたのか、氏は、イギリス近代において商業銀行券や中央銀行券がいかなる歴史的展開を遂げていたのかという点にはまったく、無頓着であった。

「一般等価の一元性」といった議論で中央銀行の生成や発券集中が起ころいようがないことはいうまでもない。17世紀中葉以降生成した商業銀行がイングランド、ウェールズで発券を最終的に放棄するのは、20世紀に入ってからで、250年以上かかっているが、その間、多数の銀行券が一般的流通を流

通していた。また、スコットランドの商業銀行は今日に至るも発券を放棄していないことは周知のところである。

一覽払の債務の貸付＝信用の貸付という銀行信用の形態的特質の拠って来たる所以は、拙著でも説明したように、決して商業信用の継承から来るのではない。⁽¹⁵⁾氏の主張されるような説明が成り立たないことは、イギリス金融史の常識的事実に目を向けておられたなら、当然に気づく事柄である。

例えば、イギリス産業革命期、地方銀行の発券業務は融資残高とまったく相関関係を持たず、その発行残高は季節的増減を示し、銀行券は、「信用の小銭」に過ぎなかった。17世紀後半、ロンドンでキャッシュである鑄貨が「信用の小銭」をみなされていたのと同様である。様々に摩滅し削り取られた流通鑄貨と同様に、様々な流通銀行券も価値尺度機能を果たしておらず、「一般等価の一元性」などとは無縁な存在であった。

さらにまた、「商業信用が信用制度の基礎である」とか、「信用貨幣は、販売された諸商品にたいする債務證書そのものが債権を移転するために再び流通することによって、支払手段としての貨幣の機能から直接的に発生する。」というマルクスの断定に捉われて、商業手形の流通の障害を克服するものとして銀行券流通を構想されたのであるが、しかし、イギリス近代初期より産業革命期に到っても、商業信用（掛売掛買）を化体した商業手形など流通していなかったのであるから、「銀行券は手形を信用貨幣として完成させるために生まれた」⁽¹⁶⁾などとは言いようもないのである。アメリカでも銀行が融資と引き換えに受け取っていた顧客の振り出す約束手形は、商業信用を体現した手形ではなかった。銀行信用の一覽払い債務の貸付という銀行信用の「形態的特質」も「本質的特質」も、商業信用を代位し、商業手形流通の限界を克服することからは発生しようがなかった。

ソーントンの『紙券信用論』が描く商業手形流通の叙述からも、為替手形は売り手から買い手宛に商業信用の授受の見返りに振り出され、継起的生産工程にある企業間の商業流通を流通し、そして、その流通を促し手形流通の限界を克服すべく銀行券が登場するなどといった理解は出てきようがなかった。

「商業信用とは、商人たちの間でその商業の業務に関して行われる信頼で

ある」と定義され、「この商業信用こそ紙券信用の基礎である」と述べるソートーンは、商業手形の流通を以下のように描いている。「いま田舎の農業者が近隣の雑貨商に10ポンドの債務を支払うに当たって、さきに首都に売りさばいた穀物の代金としてロンドンの穀物卸商に振りあてた同額の為替手形を与えると想像しよう。ここにまた、雑貨商は、あらかじめ裏書をなしたる後、その手形を近隣の精糖者に与えて同額の支払に当て、また精糖者は、再び裏書きしてこれを外港地の西インド貿易商に送り、さらにまた、西インド貿易者は、同じく、これを裏書きして田舎の取引銀行に送り、かくして、その流通はなおもつづくとしよう。この場合の為替手形は、即時、持参人払の10ポンド銀行券とあたかも同じように5回の支払を完済するであろう。・・・非常に多数の為替手形がここにのべたような仕方で田舎の事業家と事業家との間を流通している。而して、それらは厳密な意味で我が国の流通手段の一部を構成しているのである。」⁽¹⁷⁾

多くの信用論研究者の誤解は、商業取引にともない振り出される商業手形が売り手と買い手との掛売掛買＝商業信用を化体したものとア・プリアリに考えてきたことに由来する。近代イングランドにおいて、17世紀前半にイングランド国内においてもコミッション・マーチャント・システムが定着して以来、近代の為替手形は、掛売掛買を意味する商業信用に基づくものではなく、委託販売関係の受託者と委託者の引受信用に基づき振り出されていたのであった。⁽¹⁸⁾そして、それら手形は、銀行券によっておきかえられることなく、地方の事業者やその他の人びとの何十人にも及ぶ「裏書でおおわれてしまうまで」転々流通していたことは、よく知られていた。⁽¹⁹⁾マルクスならびに彼に追随した多くの論者らは、架空の商業手形流通を信用制度の基礎と考え、商業手形に代位するものとして考えられた銀行券でもって信用貨幣の生成＝銀行信用を説くという誤りに無自覚であった。

しかも、商業手形割引—銀行券発行—銀行信用についてのわが国の通説的理解も、以下の証言によって打ち碎かれる。サミュエル・ロイドの1832年の証言によれば、「発券業務は厳密には銀行業務と呼ばれている業務からはまったく独立したものです。」1841年に農業銀行地方の発券銀行家で、農産物取引で多くの手形を割引いていたスタッキーもまた、「私達の銀行券はほとんど

ど手形割引によって発行されていません。」と言う。1837年のパンフレットは、「信用のファシリティは銀行券の発行や鑄貨にすら依存してしない。」とまで述べている。⁽²⁰⁾

いまひとつの誤解は、銀行業は発券銀行から預金銀行に移行するとの思い込みである。銀行業は発券業務を行っていようとまいと、貨幣取扱業務をベースに当座勘定口座を軸に展開される預金銀行であることは、永く理解されることはなかった。

産業革命期のランカシャ地方銀行は銀行券の発行を行なっていなかった事実すら知ろうとされないのである。発券がなくても銀行業務は展開されていたのである。さらに預金通貨は銀行券流通のあとで導入されると考えておられるが、歴史的にも論理的にも、銀行券が先か、預金通貨が先かといえは、預金通貨が先で、銀行業務はその性質上、預金通貨を軸に構成されているのであって、銀行券ではない。「工業化以前のヨーロッパの金融システムの主要な動力は、貸付ではなく、支払決済であった。・・・工業化以前のヨーロッパのふたつの主要なイノベーションである預金銀行と為替手形は、この必要に対処するために発展したのであった。元々、貸付はペイメント・システムへの付加物として発展したのであって、その後、他の諸機能へと拡大したのであった。」⁽²¹⁾

17世紀後半、イギリス、ノッティンガムのトーマス・スミス1世の銀行活動について、ライトン・ボイスは、次のように述べている。「当時、ノッティンガムおよびその周辺の地方商人や土地所有者は、トーマス・スミスのもとにバランスをもち、資金をあずけることに便宜を見出していた。なぜなら、それらのバランスは、必要に応じて現金やロンドンの金匠銀行宛に振り出された為替手形で引き出されたからである。」⁽²²⁾

王政復古期、名誉革命へと続く時代、地方産業の勃興を背景に生成したスミスの初期銀行業務は、当座預金業務から始まり、当座勘定取引を軸に展開されていた。スミス銀行宛に振り出された1705年8月31日付けの小切手は、地方銀行家宛に振り出された、恐らく、現在残っている地方銀行宛の小切手のうち最古のものであろう。小切手はトーマス・ライトまたは彼の指図人に64ポンド11シリング5ペンスを支払い、同額をエリザベス・メトカルフ姉妹

の勘定に借方記入することを、J・スミスがトーマス・スミス2世宛に指図し振り出されたものである。⁽²³⁾1705年という産業革命がまだスタートしていない早い時期に初期地方銀行家宛に小切手が振り出され、支払手段として流通していたのである。すなわち、預金通貨は小切手によって広く流通していたのである。

いうまでもなく、17世紀中葉に勃興したロンドン金匠銀行業務においても、金匠銀行宛に振り出された小切手は、drawn note と呼ばれ、流通していた。現存する最古の小切手は、1659年2月16日に金匠銀行 Morris & Clayton 宛に振り出されたもので、小切手に関わる最初の裁判記録は1665年の金匠銀行 Vyner v. Clipsham and Castle のものである。1670年代のホーア銀行の小切手も、キャッシュ・ブックのエントリーと共に現存している。⁽²⁴⁾

ヨークシャ、ウエスト・ライディングの都市リーズの発券銀行家 W. ベケットは、1832年の委員会でつぎのように証言している。「融資は銀行券発行に依存しません。」「(銀行業務の拡大は、一引用者) 銀行券流通と全然、関係はありません。」「リーズの取引に与えられる融資は要求払いで支払われる地方銀行券では行われません。」「銀行券はどのような規模の商取引のためにも発行されません。」⁽²⁵⁾サフォーク州イプスウィッチの Bacon, Cobbold 銀行の W. ロッドウエルも、「貸付や前貸は自行銀行券の手段でもっておこなわれていません。」「こうした融資は私達の銀行券流通や発券の増大をもたらすものとして行われるのではなく、その個人への一時的貸付として行われるのです。」と述べている。⁽²⁶⁾

銀行券はキャッシュと同様に「信用の小銭」にすぎないこともあり、商業銀行が発券銀行であろうと非発券銀行であろうと、預金銀行業務を軸に遂行されていることは、産業革命当時の人びとの証言からも窺い知ることができる。リヴァプールの商人 J. グラッドストーンは1826年の上院委員会でつぎのように説明している。「もし商人が堅実で銀行の信頼を得ているならば、彼によって保有されている勘定は常に変動する勘定 (a floating account) であり、バランスは時には彼の借の場合もありますが、一般に彼の貸となっています。利子は勘定の貸方、借方の両方に同じ利率で計算され、銀行家の収益は勘定の片側から徴収される4分の1% (の手数料—引用者) からなっ

います。この4分の1%の収入のため銀行家は、商人からほとんどのロンドン手形もしくはロンドン払いの引受手形からなる支払を受けることにより、商人の取引を行うのです。4分の1%のため銀行家は、商人が取引の諸目的に応じて必要とするロンドン手形を供給してやり、また、内外の引受手形がロンドンで支払われる時には、それらの支払のためロンドンのコルレス銀行に資金を送ります。銀行家はまた、主に商品や利潤に対するチャージや税の支払からなるリヴァプールの日常的な取引上の必要のため、商人がもともと持っているいかなるキャッシュや銀行券をも供給します。」⁽²⁷⁾

バンク・オブ・マンチェスターのJ. B. スミスも、1832年の委員会で当座預金勘定を、地方銀行の過大な信用供与を可能にする源泉であると証言している。「しかし重要なことは、ランカシャの諸銀行が彼らの顧客にそれほどもまで過大な融資をなすことができた制度に注視することです。銀行からの前貸を必要としていたすべての人々は、彼らのすべての支払を銀行家の3ヶ月のドラフトで行い、彼らが受け取るすべてのキャッシュならびに各種の手形を銀行に振り込むことを期待されていました。そして、このことがいつでも銀行に多量のキャッシュと割引手形を供給したのであり、さらに融資をまったく、彼ら自身の流通する信用、すなわち、彼ら自身のドラフトで行うことを可能にしたのです。かくてあのように多額の金額が資本金から1シリングの前貸をすることもなく、銀行家によって貸し付けられたのです。」⁽²⁸⁾

さきのW. ベケットも、32年の委員会で、銀行融資について、「私たちはオープン・アカウント宛に融資を行います。」「銀行宛に振り出された小切手の支払いのため、発券がなされます。私達の顧客は私達に小切手を振り出すのです。」と答弁しているし、ノリッジ&ノーフォーク株式銀行の出納責任者であったトーマス・ニーモも1836年の株式銀行委員会で、「私たちの貨幣は主要には農民に、当座勘定宛に貸し出されていました。」「私たちは普通の方法として手形割引や株式その他で当座勘定に融資しました」と、銀行信用が当座預金の設定、預金創造という形態をとることを証言している。

銀行は現金や銀行券を貸し出すのではなく、銀行宛の一覧払の預金債務が貸し出されるのである。⁽²⁹⁾かくて、例えば、リヴァプールの著名な個人銀行レイランド・プリン銀行の融資額の増減は概ね、預金額の増減に照応してい

た。預金が主に債務の貸付である「創造された預金」から構成されるためである。⁽³⁰⁾

銀行信用の構造をまったく見落とした預金の理解を、H. D. マクロードは1875年に以下のように批判していた。誠に興味深い。「顧客が自分の勘定に貨幣を払い込んだ時に、非常にしばしば、その貨幣が預金だと考えられがちである。これがまず最初の誤りである。」「銀行が為替手形を割り引き、信用を創造し与えることにより、あるいは為替手形と交換に行動の権利を買うのです。そして、その信用が預金と呼ばれるのである。」「これらの預金は全然、キャッシュでの預金ではない。それらは信用以外の何物でもなく、見かけだけの単なる多くの銀行券にすぎない。それらはちょうど銀行券の発行と同様、相対的にわずかな地金の基盤の上にそびえる信用の巨大な上部構造にすぎない。これらの数字は銀行が取引を行うために彼らが自由にしうるキャッシュの量を示すのではなく、銀行が行ったところの取引量を示すのであり、彼らが創造した債務なのである。」したがって、信用が動揺する時期に預金の減少が起こるのは決して不安にかられて預金者が預金を引き出すからではない。逆に、そのような時期には銀行は以前と同じ程度に、多分、それ以上に多額のキャッシュをもつ。「(この時期には—引用者) 銀行の購入すべき手形はほとんどない。もし買うべき手形をもたないのであれば、かれらの預金を創造することができない。したがって、預金のこの減少はキャッシュでの預金の減少ではなく、信用の収縮に起因するのである。」⁽³¹⁾

貸付により創造された預金債務は銀行が引き換えに保有する債権に裏打ちされたものであっても、架空の信用貨幣である。銀行信用におけるこのことへの理解は、「銀行が信用制度の中核である」という信用制度の構造の把握にとって極めて重要である。発券銀行論から論じられる銀行信用論では、この点がまったく把握されないままである。そのため、預金銀行論のないマルクスの銀行預金の架空性についての理解が、遊休貨幣の融通・媒介のくり返しによる架空化にすぎないものも当然であった。以下に見る預金の架空性についてのマルクスの理解は、上記のマクロードのそれと際立った違いをみせている。川合氏の資本信用が預金で集めた「現金の貸付」という構成になっていることを念頭に、長くなるが引用しておこう。

「預金はつねに貨幣で——金または銀行券で、または、これらに対する支払指図書で——為される。・・・これらの預金は、現実にはつねに、一方では産業資本家や商人——彼等は、その預金で割引され、またその預金で前貸をされる——の手にあり、他方では、有価証券取扱業者（取引所ブローカー）の手に、または自分の有価証券を売った私人の手に、また政府の手に（国庫証券や新債の場合）ある。預金そのものは二重の役割を演ずる。一方ではそれは、いま言及したように利生み資本として貸出されるのであり、したがって銀行の金庫には見出されないで、預金者の貸方として銀行の帳簿にのみ現れる。他方では預金は、預金者たちの相互的貸越が彼等の預金に対する小切手によって決済されて相互に差引かれるかぎりでは、かかる単なる帳簿金額として機能するのであって、この場合、それらの預金と同じ銀行業者の手もとにあり、したがってこの銀行業者が相異なる預金者たちの勘定相互間で差引をするか、それとも、彼らの小切手を相互に交換しあう相異なる諸銀行によってこの差引が行われて、その差額だけが支払われるかは、全くどうでもよいことである。／ 利生み資本および信用制度の発展につれて、同じ資本が——または単に同じ債権でも——相異なる人々の手で相異なる形態をとって現われる様式の相違により、あらゆる資本が二倍にも、場合によっては三倍にも、見える。この『貨幣資本』の最大部分は、純粋に架空のものである。総預金は——準備金を除けば——銀行業者に対する貸越金に他ならないが、それは保管金中には実存しない。それが振替業務に役だつかぎりでは、銀行業者によって貸出されたのち、銀行業者にとっての資本として機能する。銀行業者たちは相互に、これら貸越金の相互決済により、実存しない諸預金にたいする相互的な支払指図書を支払いあう。」「債務の蓄積すら資本の蓄積として現象しうるといふこれらの事実においては、信用制度のもとで生ずる歪曲の完成が見られる。」⁽³²⁾

商業信用——銀行信用、商業手形——銀行券といった発想からは、預金は顧客や公衆から集められた鋳貨や銀行券から成るとみて、それら遊休貨幣の貸付等のくり返しによるたらい回しから預金の架空性を理解しては、マルクスが強調する「信用制度のもとで生じる歪曲の完成」は、望むべくもない。架空の預金債務＝信用貨幣である架空の貨幣資本が貸し付けられること

の理解なくして、「歪曲の完成」は語れないだろう。預金銀行業の何たるかの理解のない論者らには、債務の貸付が預金を創造するといった銀行業務の常識が抜け落ちている。

「本来資金というものは銀行の貸出によって生まれてくるものであって、貸出しがいくら増えても資金不足が生ずることはなく、信用機構の中の資金需要は均衡しているというのが貸借機構の基本メカニズムである。」⁽³³⁾「信用は無から創造される」という点にまで理解が及ばなければ、「信用制度のもとで生ずる歪曲の完成」はなかり。当座勘定取引を基盤に銀行業が架空の貨幣資本を創造し、彼らが作り上げる支払決済システムを通じて、様々な金融市場は様々な金融機関に繋がっているのである。

預金銀行論なき銀行信用論の理解は、先に見たように、貨幣論段階におけるマルクスの以下の認識の上に作られている。くり返し、引用しておこう。「信用貨幣は、販売された諸商品にたいする債務証書そのものが債権を移転するために再び流通することによって、支払手段としての貨幣の機能から直接的に発生する。」⁽³⁴⁾「生産者や商人の相互的前貸が信用の本来の基礎をなすのと同様に、その流通用具たる手形は、本来の信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす。この銀行券・等々は、貨幣流通——金属貨幣の流通であるか国家紙幣の流通であるかを問わず——に立脚するのでなく、手形流通に立脚する。」⁽³⁵⁾

この理解をベースに、マルクスは銀行券発行と遊休貨幣の融通媒介の視点から銀行信用を構想した。「大工業および資本制的生産の発展に必然的に並行する信用業の発展につれて、この貨幣は、蓄蔵貨幣としてではなく資本として、とはいえその所有者の手ではなくその利用者たる他の資本家の手で、機能する。」⁽³⁶⁾「単なる回転運動の機構によって遊離される資本は・・・、信用制度が発展すれば重要な役割を演じなければならぬと同時に、また信用制度の基礎の一つをなさねばならぬ。」⁽³⁷⁾

そして、銀行券にのみ捉われ、預金通貨や預金銀行についての理解が欠落しているがため、上記の銀行信用論に貨幣取扱業務が持ち込まれても、信用貨幣発生 of 技術的基盤として受け止められることはなく、遊休する貨幣資本の集中・貸借の仲介レベルでしか理解されないことになる。「信用業の他の

側面は貨幣取扱業の発展に結びつくのであるが、この貨幣取扱業の発展は、資本制的生産のもとでは、もちろん、商品取扱業の発展と歩調を一にする。すでに前編（第19章）で見たように、事業家たちの準備金の保管、貨幣の収支や国際的支払の技術的諸操作、したがってまた地金の取扱いは、貨幣取扱いは、貨幣取扱業者の手に集積する。この貨幣取扱業と結びついて、信用業の他の側面、利子生み資本または貨幣資本の管理が、貨幣取扱業者たちの特殊的功能として発展する。貨幣の貸借が彼らの特殊事業となる。彼らは、貨幣資本の現実の貸手と借手の媒介者として現れる。」⁽³⁸⁾

マルクスの預金銀行論の欠如、預金貨幣・信用貨幣の認識の欠如、遊休資金のたらい回しによる空洞化レベルの預金の架空性の理解等々は、結局は彼の商品貨幣論に始まり、価値尺度、流通手段、貨幣としての貨幣(蓄蔵貨幣・支払手段・世界貨幣)という貨幣論の構成、商業信用—商業手形、遊休貨幣資本の析出、発券銀行信用論へと繋がる論理の筋道の上に築かれてきたのである。

ここで川合氏の議論の第二の問題点に移ろう。発券が先行し、商業信用を代位するという、預金銀行論なき川合氏の銀行信用論は、上記のマルクスの銀行信用論と軌を一にしていることである。すなわち、信用創造を行なう広義の商業信用である銀行信用では、利子生み資本は登場しないとされながら、銀行信用が資本信用を担うようになると、一転して「あくまで預かった現金預金の貸付」である「資本の所有制限の打開のために行われる資本信用」という表現されているように、資本信用において、初めて利子生み資本が登場する。商業信用の社会化である銀行信用では利子うみ資本と切断されていたが、ここでは、氏の資本信用論は信用貨幣と切断されて、現金の貸付と説かれる。この発想から、公信用や消費者信用が貨幣資本の過剰から導かれざるを得ないのである。

「商業信用からはじめられた信用論は銀行信用において信用創造を展開したのち金融市場に達するが、そこで資金のフローは既発行証券のストックの所有者交代のなかで行われ、そのさい擬制資本が成立する。ここで利回りはあらゆる約定的要素から解放されて利子率を完成する。永久公債の利回りは利子うみ資本および利子率の完成形態である。かくて利子うみ資本は内部か

ら展開される。そのうえでここを前進基地として視点を転回して下方に照射しようというのが利子うみ資本の金融論である。」⁽³⁹⁾「マルクス金融論の研究は飯田繁氏らによって利子うみ資本論としてはじめられたのち、(宇野弘藏氏や川合一郎氏らによって、一引用者)一転して商業信用を出発点とすることになっていたが、それは銀行信用を経たのち金融市場にまで上向し、ここでふたたび利子うみ資本の金融論を展開しうる場に到達したのである。」⁽⁴⁰⁾

とみると、利子うみ資本なき広義の商業信用である銀行信用（信用創造）論に対して、商業信用の代位の必要を越えて銀行に集まる遊休貨幣資本の貸付で始まる資本信用、信用貨幣と切断された資本信用、「資金過剰がつくりだした新しい増殖地盤の開拓」とみる資本信用から展開される株式会社一擬制資本についても、マルクス同様に、遊休する過剰貨幣資本の融通媒介から説かれることになっている。このことこそ、川合説が深町氏らに評価された所以でもあろう。過剰貨幣資本の存在があればこそ、公信用や消費者信用がそれらの吸着地盤となり、発展するという理解は、上記のマルクスの発想に重なる。過剰貨幣資本がなければ、公信用は展開できなかつたであろうか。イギリスでは貨幣資本の不足が常に叫ばれていた近代の初めより、公信用の発展は著しく、それがなかつたならば、イギリス資本主義は世界帝国に上り詰めることはできなかつたであろう。

預金貨幣や預金銀行業の欠落は、マルクスと同様に、信用の架空性を把握できないという深刻な欠陥を孕んでいた。これでは、セキュリタイゼーションやシャドバンキングの隆盛する現代の金融制度において、その中心に商業銀行が位置する銀行信用論の核心、すなわち、「銀行が信用制度の中核であり、信用制度が各方面に展開する起点となる」意味は捉えきれない。

ところが、債権の裏付けをもつものの、無から架空の貨幣資本を創造する銀行信用は、本質的に脆弱性を抱えなければならない。「最後の貸し手」としての中央銀行論が問題となる所以である。中央銀行論は、一般流通を流通する銀行券が複数であるといったことから生ずる問題解決のために設立されたのではない。預金銀行論なくしては、商業銀行が信用制度を支える支払決済メカニズムの要に位置することが理解できないだろう。

かくて、川波氏がセキュリタイゼーションへと繋がっていく金融現象の展

開を「マルクス信用理論体系」で説明できないと言われ、貨幣資本を所有する貸し手の側からの視点を強調されているが、それは、「資金の過剰」が「新しい増殖地盤」を「開拓」という川合氏の方法と共通しており、ともに、信用論の方法が逆立ちしている。

以上、預金銀行論を欠如した川合氏の銀行信用の理解、さらには、資本信用の理解の問題点を指摘した。さらなる問題点を探っていこう。

- (5) 川合、同、296頁。
- (6) 川合、同、302頁。
- (7) 深町郁也、「解題」、『川合一郎著作集』第6巻、387、394-5頁。
- (8) 川合、同、96頁。氏は、割引料は単なる保証料であって、利子が観ぜられたにすぎないと見られる。現実の貨幣が貸し出されない限り、利子が解けないと考えられたのであろう。「既存の商業信用を触媒として、のちに現実にてでくる貨幣貸付（＝銀行券兌換或いは預金引出し）を背景として、現実には何の貨幣貸借の関係もないところに利子うみ資本形式の擬制を行なったからこそ、単なる保証料が『利子』と観ぜられ、貸付貨幣資本の増殖部面が開拓されるのである。」（下線は引用者、前掲「根本問題」、『著作集』第2巻、297頁）。
- (9)(10) 深町「解題」、第6巻392頁。
- (11) 川合「根本問題」、『著作集』第2巻、295-6頁。
- (12) 川合、『著作集』第6巻、137頁。
- (13) 川合「信用論における論理と行動」、大阪市立大学『経済学雑誌』第77巻4・5号、1977年、11頁。
- (14) マルクス『資本論』第1部上、長谷部文雄訳、青木書店、219頁。この部分について、武田信照氏は金の価値尺度機能を擁護し、金廢貨論を批判するという視点で、マルクスの真意を探っておられる。しかし、歴史上や現代の貨幣現象をどのように理解するのか、語られることはない。武田「貨幣の価値尺度機能と流通手段機能」、『資本論体系2巻商品・貨幣』所収、有斐閣、1984年参照。
- (15) 楊枝『貨幣・信用・中央銀行—支払決済システムの成立—』、同文館出版、1988年、第8章「銀行信用論—方法と展開—」参照。
- (16) 川合、『著作集』第6巻、295頁。
- (17) ソートン『紙券信用論』渡辺佐平・杉本俊朗訳、実業之日本社、1947年、42、64頁。
- (18) J. S. Rogers, "The Myth of Negotiability", *Boston College Law Review*, Vol.31, 1990, Id., *The Early History of the Law of Bills and Notes : A Study of the Origins of Anglo-American Commercial Law*, 1995（川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展』、弘文堂、2011年）、楊枝、同上書評、『社会経済史学』第77巻3号、2011年11月、参照。近

代手形法の発展において、従来、流通性原理（手形の裏書譲渡）が重視されてきたのは、手形が振り出される典型的な取引が財貨の掛売掛買であるとの思い込みからである。「しかしながら、実際は、これまで当然と考えられてきたところの典型的な為替取引が財貨の信用販売だというパラダイムとは大きく異なっていたのである。・・・手形は、ある人が他の人の勘定に保有するバランスを利用する手段である」（Rogers, *op. cit.*, p.171）。楊枝『近代初期イギリス金融革命—為替手形・多角的決済システム・商人資本—』、ミネルヴァ書房、2004年、第3章「イギリス近代における為替手形の性格」参照。

- (19) ルイス・ロイドは、1819年のイングランド銀行の正貨再開の方策に関する上院の委員会において、「これらの為替手形は、裏書でおおわれてしまうまで転々流通します。」と証言している。Lewis Loyd to the Lords' Committee, 1819, QQ.10-16 参照。
- (20) S. J. Loyd, Ev., to the Committee of Secrecy on the Bank of England Charter, 1832, Q.3380, V. Stuckey, Ev., 1841, Q.456, John Taylor(?), Essay on Money, 1837, p.17 参照。
- (21) M. Kohn, "Payments and the Development of Finance in Pre-industrial Europe", Nov. 2001, 著者のホームページより引用。
- (22) J. A. S. L. Leighton-Boyce, *Smith the Bankers, 1658-1958*, 1958, p.14, 拙著『イギリス信用貨幣史研究』, 九州大学出版会, 1982年, 404頁参照。
- (23) トーマス・スミス 2 世宛に振り出された1705年の小切手 (from the Archives of National Westminster Bank in London)。上掲拙著, 資料41, 404-5 頁参照。
- (24) 前掲拙著, 186-188頁。
- (25) W. Beckett, Ev., to the Committee of Secrecy on the Bank of England Charter, 1832, Q. 1282, 1298, 1341。
- (26) W. Rodwell, Ev., 1841, Q.693。
- (27) J. Gladstone, Ev., taken before the Select Committee of the House of Lords, appointed to Enquire into the State of Circulation of Promissory Notes under the Value of £ 5, in Scotland and Ireland, 1825, p.217。
- (28) J. B. Smith, Ev., 1832, Q.4398。
- (29) W. Beckett, Ev., 1832, Q.1238, 1268. T. Nimmo, Ev., 1836, Q.446, 453。
- (30) Leyland & Bullins 銀行の1812年から46年までの融資額と預金額の図表参照。前掲拙著, 441頁参照。
- (31) H. D. Macleod, *The Theory and Practice of Banking*, 1875, New Print, 1932, Vol.1, pp.327, 329, 330。
- (32) マルクス『資本論』, 第3部下, 長谷部文雄訳, 666-667, 676頁。
- (33) 板倉譲治『私の金融論』, 慶応通信, 1995年, 初出1971年, iv - v 頁, 横山昭雄『現代の金融構造—新しい金融理論を求めて—』, 日本経済新聞社, 1977年, 27, 28頁参照。
- (34) マルクス『資本論』, 第1部上, 272頁
- (35) 同, 第3部上, 568-9 頁。
- (36) 同, 第2部, 234頁。
- (37) 同, 367頁。

- (38) 同，第3部上，571頁。
- (39) 川合，前掲『著作集』第6巻，302頁。
- (40) 川合，同，297頁。このような「銀行信用を経たのち金融市場に上向し，ここでふたたび利子うみ資本の金融論を展開しうる場に到達した」という発想は，商業信用—銀行信用のレベルまでは機能資本の側からの信用論であっても，商業信用の代位を越えて溢れる遊休貨幣資本の運用を担う資本信用では，累積する貨幣資本の利子うみ資本としての貸付，過剰な貨幣資本による吸着地盤の拡大という風に，貸し手である資金所有者の視座が強調されてくる。このことは独占段階以降の金融論において一層明瞭になる。マルクス経済学の金融論と近代経済学における金融論とが「共通の土俵をもちうるところにまできたように見える」と，以下のように語られる。「企業段階での自己金融による外部資金需要の減退，資金の相対的過剰，金融資産の累積によって，商業銀行における信用創造現象が上からは見えにくくなったことによる。金融資産という資金のストックの増大，産業金融というフローの減退，消費者信用や公信用という直接には産業資本に直結しないところの，貸手側からする資金需要の開拓は，信用論の視座を機能資本の側から資金所有者の側に移させることになった。」（同，298頁） 「金融論の視座の転換」，「資本機能から資本所有へ，信用論から利子うみ資本論への視座の転換」，「所有者の金融論」と，近経の「新しい金融論」およびマル経の過剰資本の累積からの「利子うみ資本論」の意義を説明される。しかし，ただ，「利子うみ資本は信用制度の基礎」という規定と，「商業信用が信用制度の基礎」という規定を，「資本所有の契機と資本機能の契機という二つの極を反映したもの」と捉える理解から，「商業信用のほうがけん引の動力であり究極の基礎であって，利子うみ資本が基礎だというのはあくまでも二次的なものである」と主張され，資本機能のイニシアティブを重視されているように見える。

とは言え，このような解釈でいいのだろうか。金融論が利子うみ資本の展開の上で説かれる学問領域であることは，あくまで資本機能の要請に応じて，資本所有者側の利子うみ資本が展開するだけのことであり，信用論と利子うみ資本論は機能と所有の対立を表現するものでは決してない。そのような誤解は，川合氏の「商業信用が信用制度の基礎だ」という叙述の独特な理解から由来するにすぎない。けん引の動力は商業信用だけではないし，金融論において，利子生み資本が基礎だというのはあくまでも二次的とも言えない。利子うみ資本の運動を明らかにするのが金融論の課題であったはずである。利子うみ資本が，資本機能の要請との関連で運動することは理の当然である。したがって，「所有から突出するように見えるフェティシズムは金融理論そのものの完成にとって不可欠である。産業資本の機能から直接にひきおこされるのではなく，利子うみ資本の増殖衝動によって開拓される消費者信用や公信用の側面は利子うみ資本の極に視座を移さないかぎり完全に描写しきれないであろう。」（同，303-304頁）などと言えるだろうか。銀行信用を商業信用の社会化，広義の商業信用と説くがため，預金銀行論を欠落させ，機能資本からの様々な信用要請や，それに止まらず，近代以前に現れた公信用や不動産担保による信用需要は，国家独占資本主義段階の金融資産の累積まで分析の対象とならず，放置せざるを得なくなる。近代初期以来の公信用や不動産担保金融，さ

らに18世紀末以来のイギリス建築組合に見られる家計がもつた住宅金融等々の信用形態は、従来、すべて視野から消し去られてきたのである。

氏も「貸手すなわち資本所有者から発出する金融論は、借手すなわち資本機能の順調な進行に支えられてのみ、存在、展開しようということである」(同、303頁)と考えられるなら、新たな時代とともに資本や国家や家計の借り手側は新たな信用を要請するであろうし、それにこたえて資本所有者も新たなイノベーションでこたえようとするであろう。したがって、金融理論の完成はありえないのではなからうか。セキュリタイゼーションやシャドーバンキングといった領域だけでなく、発展途上国での貧困層の、「信用は人権である」との要求に対処したマイクロファイナンスといったものでさえも、借り手側の要求を受けて、貸手側の創意工夫により実現したものである(ムハマド・ユヌス『貧困のない世界を創る』、猪熊弘子訳、早川書房、2008年、頼藤瑠璃子『貧困削減と女性のエンパワーメントにおけるマイクロファイナンスの効果と限界—バングラデシュグラミンバンクとカンボジア AMK を中心に—』、熊本学園大学博士論文、2014年3月、参照)。

ところで、川合氏が評価された「新しい金融論」は、その後、リーマン・ショックの勃発する中で破綻するに到る(ロバート・J. バーバラ『資本主義のコスト』、菊池正俊訳、洋泉社、2009年、P. Mehring, *The New Lombard Street: How the Fed Became the Dealer of Last Resort*, 2011, F. マーティン『21世紀の貨幣論』東洋経済新報社、2014年、楊枝「書評、F. マーティン著、遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』」、財団法人政治経済研究所『政経研究』105号所収、2015年参照)。

(未完)